

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料等の納付が難しい方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合、申請をすると減免対象になることがあります。対象となる保険料・税は下記をご覧ください。

介護保険料

著しく収入が減少し、支払いが困難な場合、申請により支払いを猶予したり減免できる制度があります。

◆対象者（65歳以上の方がいる世帯）

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったとき
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する方の事業収入、山林収入、給与収入（以下「事業収入」等）の減少が見込まれ、次の（ア）（イ）のすべてに該当するとき
 - （ア）事業収入等のいずれかの収入の減少額が令和2年度の当該事業収入等の額の3割以上あること
 - （イ）減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得合計額が400万円以下であること

詳しくは 健康課 たっしゃか係 ☎0954-23-9135
杵藤地区介護保険事務所 ☎0954-69-8223

国民年金保険料

保険料の納付が困難となった場合、以下の2点をいずれも満たした方は、申請すると免除・猶予対象になります。

◆対象者

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
- ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方

詳しくは 健康課 国保年金係 ☎0954-23-9135
武雄年金事務所 ☎0954-23-0121

後期高齢者医療保険料

主たる生計維持者（※）が死亡した場合や、主たる生計維持者の収入が前年に比べ一定程度以上減少（前年比3割以上）する場合に、保険料を減免する制度があります。

◆対象者

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方⇒保険料全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少（前年比3割減）が見込まれる世帯の方で、諸条件すべてに該当する方⇒保険料一部を減額

詳しくは 健康課 国保年金係 ☎0954-23-9135
佐賀県後期高齢者医療広域連合
☎0952-64-8476

※主たる生計維持者とは世帯主のことを指します。

国民健康保険税

主たる生計維持者（※）が死亡または重症化した場合や、主たる生計維持者の収入が前年に比べ一定程度以上減少する場合に、国民健康保険税を減免する制度があります。

◆対象者

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（※）が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（※）の収入減少（前年比3割以上）が見込まれる世帯

詳しくは 税務課 市民税係 ☎0954-23-9220

※主たる生計維持者とは世帯主のことを指します。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

有料広告



玄関ドアを1日で変えてみませんか?

- 鍵のかかりが悪い ● 重く開けづらい
- 住まいのイメージを変えたい...

++++ お悩み解消! +++++
あなたの暮らしが変わります

お電話一本でお見積もりに伺います

玄関、窓の1dayリフォーム、フェンス、カーポート、シャッター、ガラス割れ替え など

その他、お家の「困った…」解決します!

土井ガラス 武雄市山内町 大字犬走184-1

土・日・祝日もお電話受付できます

Tel.0954-45-4144